

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

尾道市長

市町村名 (市町村コード)	尾道市 (342050)
地域名 (地域内農業集落名)	尾道地区 (防地、黄谷1、黄谷2、長江、浄土寺、吉浦、手崎、神田、高頭、林、則頭、西迫、鳴滝、福地、沖側、三軒屋、下組、則末、門田、大迫、大池、川上、竹屋、向山、向峠、松岡、山波、中野上、中野下1、中野下2、片側上、片側下、本郷下沖、本郷下奥、本郷下1、別所上、阿吹、別所下、白江上、白江下、才原奥、柏木田、三成下、津田、大迫釜ヶ迫、横尾上、横尾下、才原沖、中組、猪子迫、木門田、畑、市原、木梨、山方、小原枝、小原西、小原中、小原上、小原下、梶下1、梶下2、梶下3、下小味東、下小味中、下小味西、上小味西、上小味東、梶上1、梶上2、梶枝、久山田、下西、枝、河原、河原、坂屋、兵庫、割石、宇根、大町、森、柳井、森実西、森実東、摺木、池ノ上、後垣内、源入、山戸、古出、宮、関谷、横浜、横路、延倉、阿草下、阿草東、阿草上、阿草西、大山田、大田塚、大田上、大田中、大田下、平砂、長迫上、長迫下、桜上、桜下、広畑、仁吾、田下、西迫、犬吠東、犬吠西、帆崎、亀道、永田1、永田2、古市、新城、畑、串之浜、大戸地、古新涯、上り谷、宮畝、中高尾、青木、乗越、戸崎1、戸崎2、戸崎3、塚尻、満越西、満越中、満越東、海老西、海老中、海老東、新田沖、新田中、新田北、福田、郷、坂、泊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月26日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

尾道地区は沿岸部から中山間地で構成されており、稲作、果樹類、野菜など多種多様な農作物が生産されている。農用地面積は942ha、内訳は田が約453ha、畑が約488haとなっている。また、認定農業者が8経営体(全て個人経営体)で、その経営面積の合計は約6.7haとなり、平均年齢は71歳である。経営面積50a以上の担い手についても平均年齢が74歳と高く、高齢化が進んでいることから早急な後継者の確保が課題となっている。

尾道地区内に圃場整備をした農地は9地域計24地区(別紙1)存在しているが、高齢化や後継者がいないことを理由とした離農等により整備済みの土地であっても、農地利用されない土地が増えている。

そのため、基盤整備の整った農地については、集積可能な担い手への斡旋や地域内外からの新たな担い手を受け入れるなどし、今以上に耕作放棄地を増やさない取組を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備の整った農地では、農業上の利用を維持していくために、地区内外からの担い手の受入れや企業参入を目指すことを検討し、新たな認定農業者や認定新規就農者への農地集積を進める。また、地域全体で農地を活用する仕組みの整備をすすめ、新たな作物の導入、経営の複合化、加工品などの生産による高付加価値化に向けた取り組みも検討していくとともに、農作業の効率化を図るためのスマート農業の導入を進めていく。

今後も農業上利用が見込まれない農地や耕作条件が不利な農地については山林化や鳥獣緩衝帯等の設置などを行うことで、土地の有効的な利用を推進していく。

また、農用地や農業施設等の維持・管理には多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	942 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	942 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、尾道市農地バンクも活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携をし、農地域内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、農地の幹旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行う。また、近年出荷者が増加している直売所を核に、農産物の出荷ができるように育成し、U・I・Jターン者や定年帰農者などの多様な担い手を確保を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等の農作業受託事業を進める。 また、これまで同様に代掻き、田植、稲刈作業等はJAから事業者へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サルの被害が拡大しないよう補助による侵入防止柵設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、尾道有害鳥獣捕獲班と連携し速やかに対応できる体制を構築する。

②GAPや特別栽培農産物、環境保全型農業などの取組を県やJAの取組と連携し支援をしていく。

③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。

⑤尾道果樹産地協議会の「尾道果樹産地構造改革計画」に基づき、取り組みを進める。

⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。